

◆**介護保険について**……介護保険第2号被保険者（40歳以上～65歳未満）は、従来の医療分国保税に加えて介護保険料を納めます。（資格を取得した翌月には更正された納付書が送付されます。）

◆**納税義務者について**……世帯主が国保へ加入していない場合でも、国保税の納税通知書は世帯主に送付されます。これは国保税が世帯毎に課税され、法的に世帯主が納税義務者となるよう定められているためです。（ただし、国保税がかかるのは加入者のみです。）

◆**軽減について**……税の負担の公平化を図るため、未申告の方は町税務課にて申告を行ってください。世帯の総所得が一定金額以下の場合、国保税の均等割、平等割が軽減されますが、世帯全員の申告が条件となっていますので未申告者がいると軽減が受けられなくなります。

◆**非自発的失業者の軽減について**……リストラ等で職を失った失業者については、次の（1）または（2）に該当する場合は、失業時から翌年末までの間、前年所得の給与所得を100分の30として国保税を算定します。雇用保険受給資格者証の12 離職理由欄に（1）または（2）の離職理由コードが記載されている方が対象です。

離職票をハローワークに提出する際に離職理由コードを教えてもらうこともできます（本人確認）。

（1）雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇等の事業主都合により離職した者。）

離職理由コード（11、12、21、22、31、32）

（2）雇用保険の特定理由離職者（雇用期間満了等により離職した者。）

離職理由コード（23、33、34）

※国保窓口での軽減措置申請時には、雇用保険受給資格者証原本の提示が必要となります。

◆**減免について**……災害等のほか、会社の倒産や失業、病気療養等の理由により所得が減少し、国保税の納付が著しく困難で、かつ、次の1、2いずれにも該当する世帯は、国保税の所得割額の減免申請ができます。その後、審査を経て決定します。

本申請は申告時期（毎年2月15日～3月15日期限厳守）に受け付けますが、所得減少の見込みがある方は、早めに仮受付を済ませておくこともできます。

（1）前年中の世帯合計所得が600万円以下（災害等の場合は、1,000万円以下）のとき。

（2）前年中の世帯合計所得と今年中の世帯合計所得を比べ30%以上減少しているとき。

## 高齢受給者証をお持ちの方へ



今、お持ちの国民健康保険高齢受給者証は、7月31日までの期限ですので、新しい受給者証を、今月中に自宅へ送付します。  
8月からの病院での受診時は、新しい受給者証を提示するようご注意ください。  
病院での医療費の自己負担額は、1割（現役並みの所得がある人は3割）となります。  
※制度改正により平成22年4月から、70歳以上75歳未満の方のうち現役並み所得者以外は、お医者さんにかかったときの自己負担が2割に引き上げられる予定でしたが、この改正が凍結され、平成23年3月まで1割に据え置かれます。  
8月を過ぎても受給者証が届いていない場合は、下記までご連絡ください。

入院中の食事代の減額証の更新は、8月1日からになります。

国保世帯全員が住民税非課税の世帯は、入院時に食事代が減額されます。

すでに、減額証をお持ちの方が再度申請をする場合は、8月に国保係窓口にて手続きしてください。

【お問い合わせ】福祉部 健康推進課 国民健康保険係 ☎098-945-4791(内線153・154・155)

# ■國民健康保険税について■

◆**平成22年度国民健康保険税（以下、国保税）**……平成22年4月分から平成23年3月分までの国保税のことをいいます。年度の途中で加入した場合は、加入した月から平成23年3月分までの国保税が課税されます。（対象年齢は0歳～75歳未満）

◆**納期**……年度の途中で国保へ加入した場合は、年税額を月割計算して税額を確定し、届出のあった翌月から残った納期での納付となります。

◆**国保税の納め方** ※普通徴収と特別徴収で支払方法が分かれます。

特別徴収 (年金天引)	仮徴収		本徴収			
	4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)

☆65歳～75歳未満の方のみの国保加入者世帯は国保税が年金天引きとなります。ただし、年額18万円未満の年金受給者の方や、介護保険料と合わせた国保税額が年金額の1/2を超える場合には、年金からの天引きの対象とならず、納付書や口座振替等により納めることになります。

☆窓口での手続きにより、年金天引きから口座振替での支払いへ変更することが出来ます。その場合、社会保険料控除は支払った方（口座名義人）に適用されます。

普通徴収	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納 期 限	8/2	8/31	9/30	11/1	11/30	1/4	1/31	2/28

☆年金天引き以外の世帯は、納付書や口座振替などにより納めいただことになります。

☆国保税の納税通知書は7月中旬ごろお届けします。

☆納期限が金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限になります。

☆お支払いは口座振替も利用できますので、役場窓口及び各銀行窓口でお申し込みください。また、事情により納期限毎の納付が困難な方は分割納付も行えますので、国保係窓口でご相談ください。

◆**国保税のきめかた**……次の項目の合計額が国保税額となります。

（医療分） 限度額=500,000円

項 目	内 容	金 額 及 び 税 率
所 得 割 額	世帯の所得に応じて計算	各人の所得から33万円を控除した金額の7.0%
資 産 割 額	平成20年度から廃止（4税方式⇒3税方式）	
均 等 割 額	世帯の加入者数に応じて計算	加入者1人につき17,000円
平 等 割 額	1世帯いくらと計算	1世帯につき20,000円

（介護分） 限度額=100,000円

項 目	内 容	金 額 及 び 税 率
所 得 割 額	世帯の所得に応じて計算	各人の所得から33万円を控除した金額の1.35%
均 等 割 額	世帯の加入者数に応じて計算	該当者1人につき5,500円
平 等 割 額	1世帯いくらと計算	該当世帯1世帯につき3,300円

（支援分） 限度額=130,000円

項 目	内 容	金 額 及 び 税 率
所 得 割 額	世帯の所得に応じて計算	各人の所得から33万円を控除した金額の1.95%
均 等 割 額	世帯の加入者数に応じて計算	加入者1人につき4,000円
平 等 割 額	1世帯いくらと計算	1世帯につき6,000円

☆平成20年度から75歳以上の方々を支援する後期高齢者支援金が国保税に加わりました。